

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会
令和元年11月11日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900051号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1900007号

第1 結論

昭和53年4月から昭和54年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年4月から昭和54年3月まで

昭和53年3月に短期大学を卒業してピアノ講師となったため、同業の先輩に勧められて昭和53年4月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、納付書により3か月ごとに納付していたが、加入から1年近く経って口座振替に変更した。

請求期間について、年金記録によると、国民年金保険料未納期間となっているが、間違いなく納付していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和53年4月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者資格取得状況調査により、A市において、昭和53年4月頃に払い出されたものと推認されることから、国民年金の加入手続は、昭和53年4月頃に行われたものと考えられ、請求者の主張と加入手続の時期が一致する。

また、請求者が3か月ごとに納付していたとする金額は、当時の1期分の国民年金保険料額とおおむね一致しており、請求者は、請求期間以外の国民年金の加入期間において、保険料の未納がない上、請求期間において、請求者と同居し、国民年金に加入していた母の記録は、保険料納付済期間となっていることを踏まえると、請求者が12か月と短期間である請求期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

さらに、A市が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿兼検認カードによると、請求者は請求期間である昭和53年度について国民年金に加入しているにもかかわらず、検認記録欄には当該年度の表示はなく、昭和54年度から表示が開始されていることから、請求者の請求期間に係る行政機関の記録管理が適切ではなかった状況がうかがわれる。

そのほかの事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900045号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1900020号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年4月1日から昭和53年6月1日まで
請求期間について、B市にあったA事業所にアルバイト・パートとして勤務し、主にビル管理や美装業務をしていたが、年金記録では、厚生年金保険の加入記録がない。
給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、請求期間を厚生年金保険の被保険者として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

当時の住宅地図の記録、請求者が請求期間当時に在籍していたC学校(現在は、学校法人D専門学校)の回答及び請求者の勤務状況に関する具体的な陳述から判断すると、請求者は、期間の特定はできないものの、A事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者が主張する当該事業所の所在地を管轄する法務局は、同事業所に係る商業・法人登記の記録は見当たらない旨回答している上、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、請求者が親会社であったとするE事業所(現在は、F事業所)は、「請求期間当時、当社の子会社等で当該事業所は存在していなかった。」としており、当該事業所の所在地を管轄する保健所、G協会及びH事業所に照会したが、いずれも請求期間当時に当該事業所の登録はない旨回答している。

さらに、請求期間について、請求者の当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、請求者は、事業主の氏名、同僚一人の氏名及び同僚一人の姓を挙げているものの、いずれも個人を特定することができないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求者は、請求期間当時にI県J市の国民健康保険に加入していた旨陳述している。
このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。